

南国暮らしの会 支部細則

第1条 [目的] 南国暮らしの会支部活動を組織的、効果的に推進するため、理事会と支部並びに支部間の交流をスムーズに実施し、併せ支部と地域社会との交流と親睦をはかることを目的とする。

第2条 [支部] 支部は前条の目的を達成するため、国内支部と海外支部に分類し、支部長宅を連絡所とする。

2. 国内支部の範囲は原則として県単位に以下の通りとする。

北海道支部 : 北海道全域

東北支部 : 福島・宮城・岩手・青森・秋田・山形

関東甲信越支部 : 東京・静岡東部(大井川を分岐点とする)・神奈川・千葉・
埼玉・茨城・群馬・栃木・新潟・山梨・長野

東海支部 : 愛知・三重・岐阜・静岡西部・富山

関西支部 : 大阪・広島・岡山・島根・鳥取・兵庫・和歌山・京都・奈良・
滋賀・福井・石川・香川・高知・愛媛・徳島

九州支部 : 福岡・佐賀・熊本・大分・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄・山口

3. 海外支部については会員のロングステイ状況にあわせ理事会で決定する。

4. 支部の設立または廃止については会員より理事長への申請により理事会にて審議の上決定する。

第3条 [支部の活動] 支部の活動は定款・細則を遵守し、その活動範囲内で非営利活動を行なう。

1. 支部は支部活動を円滑に行うために支部内規を制定する。

2. 支部会・情報交換会・調査研究会・講演会・講習会・親睦会等の活動をする。

3. 南国暮らしの会会報・案内書・報告書等の作成に協力し、資料・情報等を提供する。

4. 地域社会の諸団体と連絡・協力し、情報の収集に努め、会員に提供する。

第4条 [支部会員] 南国暮らしの会会員は原則として住所地の支部に所属する。

但し、地理的条件や個人的事情によっては区分外の支部に所属することができる。

2. 支部会員は支部活動に協力するものとする。

第5条 [支部役員] 支部に次の役員を置くことができる。

(1) 支部長・副支部長・会計 (2) 監事 (3) その他支部長が必要と思われる役員

2. 支部役員の任期は支部内規で定める。

第6条 [支部役員を選任等] 支部長は理事長が理事会に推薦し、承認を得て任命する。（緊急の場合、事後承認も可とする。）

2. 副支部長・会計・監事、その他支部役員を選任は支部内規で定める。
3. 支部は支部役員名簿を理事会に報告する。

第7条 [支部役員職務] 支部長は支部を代表し、支部業務を総括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が職務の遂行ができないとき又は欠員となったときは、その職務を代行する。
3. 支部役員は役員会を構成し、支部の活動を遂行する。
4. 支部監事は、定款15条4項に定める規定を準用する。

第8条 [支部役員解任] 定款第18条に定める規定に準用する。

第9条 [支部総会] 支部総会は支部会員をもって構成し、年1回南国暮らしの会総会の後に開催する。支部役員は辞任または支部総会において任期満了した後も原則として後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第10条 [支部役員会] 支部長が必要と認めるとき、支部役員会を開催する。

第11条 [会計・予算] 各支部会計は金銭出納帳により管理し、収支報告書を作成する。次年度予算については、支部行事計画及び支部共通費(役員会交通費・通信費・コピー代など)を記載し、収支報告書とともに支部推進部会に報告する。

第12条 [海外居住者の入会] 海外居住者が本会に入会を希望する場合は、当該支部会員の推薦状を前提として入会を決定する。

第13条 [細則の改廃] この支部細則は支部の意見を聴取し、定款の規定により理事会の決議をえて理事長が定める。

平成15年12月14日「南国暮らしの会」支部細則として実施

平成18年5月27日 一部改訂

平成21年5月30日 一部改訂

平成25年5月19日 一部改訂

平成27年12月5日 一部改訂

令和6年4月6日 一部改訂